

平成二十一年四月十七日受領  
答弁第二八七号

内閣衆質一七一第二八七号

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第

三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第二四三号）一についてでお答えしたとおりである。

二について

先の答弁書（平成二十一年二月二十日内閣衆質一七一第一一四号）四から六までについてでお答えした昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間の外務省の対応は、平成二十年度の北方四島住民に対する人道支援助物資供与事業が予定どおり実施できるよう、同事業に関する内部調整の状況をロシア側に確認したものである。

御指摘のロシア側からの要求に係る手続については、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五三号）一から三までについて等でお答えしているとおり、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個

別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたものである。したがって、外務省としては、これらの答弁に矛盾はないものと考えている。